

SMILE

☆ 今月も笑顔(スマイル)でスタート

5月号 Vol. 109

今月の SMILE

今年の労働節はいかがでしたか？

まいど おおきに！

今月1日から5日まで労働節でお休みでした。そのため弊誌も本日5月6日が配信日となります。皆様、労働節のお休みはいかがでしたでしょうか？

日本では4月13日の午後、東京の池袋で、パンデミック条約と国際保健規則(IHR)の改正に反対するデモ集会がありました。このデモ集会には1万人以上が集まったと言われています。近々行われるWHO(世界保健機関)の総会で、これらの協定の採択が予定されていることに、国民の権利が侵害されるという懸念がこのような集まりにつながったのでしょう。これらの協定の全容は未だ明らかにされていませんが、発効されればこの先に起こり得る公衆衛生上の脅威に対して、WHOの権限が大幅に強化され、ワクチン接種をはじめとする感染症対策が国家を超えた機関によって押し付けられる可能性があります。

そして4月17日には、新型コロナウイルスのワクチンの危険性を伝えないまま接種を推奨したのは違法として、ワクチン接種後に死亡した男女の遺族ら13人が、国に総額約9,150万円の賠償を求める集団訴訟を東京地裁に提訴しました。原告側は全員が死亡や後遺症とワクチン接種との因果関係を国に認められており、「国はマイナス情報を事実上広報せず、被害を広げた」として訴えています。

このような状況にもかかわらず、日本政府は4月24日、専門家らによる新型インフルエンザ等対策推進会議を開催し、重大な感染症への対応をまとめた「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」の改定案(以下、改定案とする)を示しました。改定案が決定すると、医療逼迫時に総合的に判断し、必要に応じ緊急事態宣言や特措法を講じることができ、現在の改定案スケジュールでは、4月24日から5月7日までを改定案に対するパブリックコメント期間とし、その後取りまとめを行い、6月の閣議決定という予定になっています。パブリックコメントへのアクセスは、<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=060512703&Mode=0>です。改定案そのものが、232頁にもわたる長い文章で、私はこの連休中に全文を読むことはできませんでしたが、それでも①このような重要な改定案を国会の審議を通さずに閣議決定で済ませて良いのか、②先の新型コロナにおけるワクチン接種の予防及び重症化への有効性に関する政府による総括が国民に明らかにされていない状況で、さらに推進していくことへの懸念があること、③感染対策の名の下で、政府が言論統制や基本的人権の侵害につながる脅威があることから、本行動計画案は反対である旨の意見を提出しました。明日5月7日が、パブリックコメントの提出の締切日です。このパブリックコメントに、皆様も参加してみたいはいかがでしょうか。

では今月も笑顔(スマイル)でスタートしましょう！



中国経済情報

マクロ経済情報

中国輸出、3月は前年比-7.5%と予想以上に減少、輸入もマイナス

税関総署が3月12日発表した3月の貿易統計によると、輸出は前年比7.5%減、輸入は1.9%減で市場予測を大幅に下回った。ロイターがまとめたエコノミスト予想は、輸出が2.3%減、輸入は1.4%増。

輸出は前年同月が高水準だったため減少するとみられていたが、予想以上の落ち込みとなった。1-2月は輸出が7.1%増、輸入は3.5%増だった。

3月の貿易黒字は585億5千万ドル。エコノミストの予想(702億ドル)を下回った。3月の対米貿易黒字は229億4千万ドル、1-3月は702億2千万ドルだった。

詳細については、下表をご覧ください。

2024年3月全国進出口総額表
(2024年3月全国輸出入総額表)
2024年4月12日

(注:括弧内のは日本語訳である)

単位: 億米ドル(億米ドル)

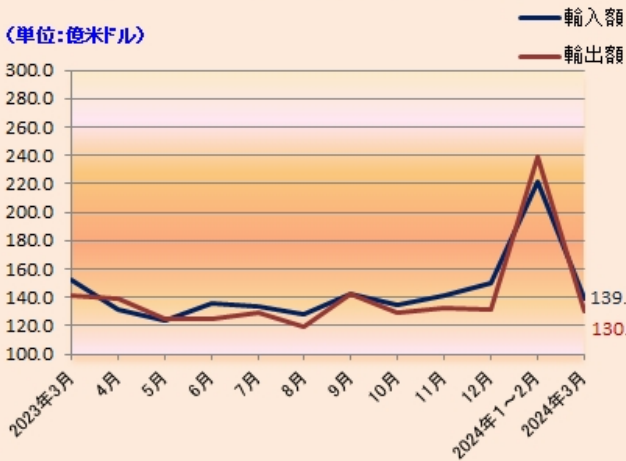
項目	当月	1月~当月まで累計	当月		1月~当月まで累計
			前月との比較±%	去年同期との比較±%	去年同期との比較±%
進出口総額(輸出入総額)	5,008.1	14,313.4	24.9	-5.1	1.5
輸出総額(輸出総額)	2,796.8	8,075.0	27	-7.5	1.5
輸入総額(輸入総額)	2,211.3	6,238.4	22.4	-1.9	1.5
進出口差額(輸出入差額)	585.5	1,836.6	-	-	-

注: 進出口差額, +が出大于進, -が進大于出

輸出入差額、「+」は輸出>輸入、「-」は輸入>輸出

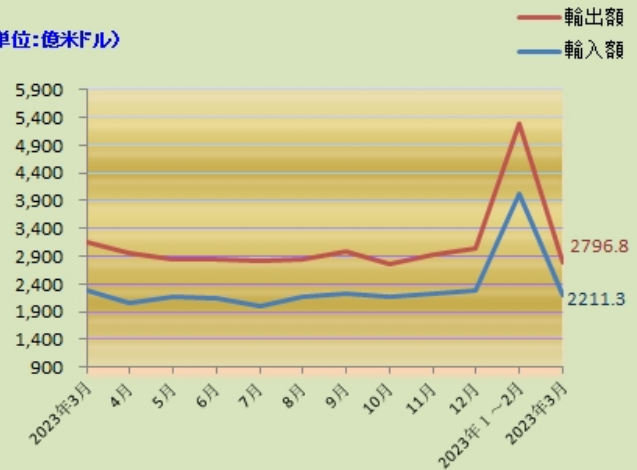
最近一年中国対日本の輸出&輸入額推移

(単位: 億米ドル)



最近一年の中国輸出入貿易額推移

(単位: 億米ドル)



2024年3月进出口商品主要国別（地区）总值表
 （2024年3月輸出入商品主要な国別「地区」総額表）
 2024年4月12日

（日本語）		（中国語）		単位：百万美元（百万米ドル）						
輸入原産国（地区）	进口原産国（地）	輸出入		輸出		輸入		累計額同期比較（%）		
輸出最終目的地（地区）	出口最終目的地（地）	当月	1月～当月累計	当月	1月～当月累計	当月	1月～当月累計	輸出入	輸出	进口
総額	总值	500,812.3	1,431,335.3	279,681.7	807,496.5	221,130.6	623,838.7	1.5	1.5	1.5
その内、欧州連合	其中：欧州連合	62,347.6	179,531.9	39,036.5	117,242.6	23,311.1	62,289.3	-6.5	-5.7	-8
その内、ドイツ	其中：德国	16,024.7	46,038.9	8,195.6	24,264.8	7,829.2	21,774.2	-9.9	-2.9	-16.6
オランダ	荷兰	9,006.8	24,697.3	7,193.9	20,493.9	1,812.9	4,203.3	-15.1	-21.1	36
フランス	法国	6,505.5	17,919.4	3,418.3	9,873.3	3,087.2	8,046.0	-4.3	0.8	-9.8
イタリア	意大利	5,923.3	17,449.6	3,666.5	11,160.3	2,256.8	6,289.3	0.8	3.7	-4.1
アメリカ	美国	50,507.5	150,043.3	36,723.8	110,130.3	13,783.7	39,912.9	-4	-1.3	-10.7
東南アジア諸国連合	东南亚国家联盟	84,843.9	224,596.4	52,874.2	135,571.0	31,969.7	89,025.4	2.8	4.1	1
その内、ベトナム	其中：越南	23,197.6	58,682.4	14,870.2	36,816.1	8,327.4	21,866.2	18.6	18.5	18.6
マレーシア	马来西亚	18,448.9	47,077.4	9,726.1	22,911.3	8,722.9	24,166.1	6.5	6.9	6.1
タイ	泰国	11,362.3	30,097.2	7,559.2	20,005.1	3,803.1	10,092.1	-0.6	4.9	-9.9
シンガポール	新加坡	11,045.3	27,524.5	8,319.7	19,748.9	2,725.6	7,775.5	-2.5	-7.2	12
インドネシア	印度尼西亚	10,421.4	33,562.9	4,979.1	16,614.5	5,442.3	16,948.5	-6.3	2.3	-13.4
フィリピン	菲律宾	6,070.7	16,130.4	4,571.1	12,086.5	1,499.5	4,043.9	-13	-14.4	-8.6
日本	日本	26,976.1	72,995.6	13,033.8	36,896.1	13,942.4	36,099.4	-7.5	-8.7	-6.1
中国香港	中国香港	27,312.7	69,764.3	25,868.8	66,350.4	1,443.9	3,413.9	10.7	10.7	11.5
韓国	韩国	28,068.8	75,361.6	13,022.3	34,186.6	15,046.5	41,175.0	-0.2	-9.3	8.9
中国台湾	中国台湾	21,589.6	61,356.8	6,223.6	16,619.2	15,366.0	44,737.6	3	5.2	2.3
オーストラリア	澳大利亚	18,856.7	55,773.7	5,904.5	16,738.2	12,952.2	39,035.5	-4.8	-8.9	-2.9
ロシア連邦	俄罗斯联邦	19,571.1	56,682.3	7,627.1	24,428.0	11,944.0	32,254.3	5.2	2.6	7.3
インド	印度	10,501.8	33,701.0	8,487.1	27,979.1	2,014.7	5,721.8	4.9	1.9	22.5
イギリス	英国	7,524.3	21,832.9	5,690.1	17,183.2	1,834.2	4,649.7	-4.2	-1	-14.6
カナダ	加拿大	7,971.7	22,708.1	3,506.1	10,666.7	4,465.5	12,041.4	8.5	3.8	13
ニュージーランド	新西兰	1,660.4	4,944.3	575.7	1,846.5	1,084.7	3,097.8	-10.2	3.1	-16.6
ラテンアメリカ	拉丁美洲	37,980.7	120,634.7	18,945.8	59,894.7	19,034.9	60,740.0	8.3	9.3	7.4
その内、ブラジル	其中：巴西	13,508.9	45,343.4	4,878.4	16,076.5	8,630.5	29,266.9	24.3	21.7	25.8
アフリカ	非洲	23,187.2	70,863.4	12,668.7	41,446.3	10,518.5	29,417.1	5.9	4.4	8
その内、南アフリカ	其中：南非	4,742.8	14,294.1	1,650.6	4,940.2	3,092.1	9,354.0	-1.7	-15.9	7.9

注：
 1. 東南アジアのナショナルリーグはブルネイ、ミャンマー、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナムを含む。
 2. 欧州連合には、ベルギー、デンマーク、ドイツ、フランス、アイルランド、イタリア、ルクセンブルク、オランダ、ギリシャ、ポルトガル、スペイン、オーストリア、フィンランド、スウェーデン、キプロス、ハンガリー、マルタ、ポーランド、エストニア、ラトビア、リトアニア、スロベニア、チェコ共和国、スロバキア、ブルガリア、ルーマニア、クロアチアを含む。
 3. 2020年2月1日から、EUとの貿易総額はイギリスのデータを含まず、前年同期にも相応の調整を行った。

中国の3月消費者物価は0.1%上昇 春節終わりマイナス圏に近づく くすぶるデフレ圧力

中国国家統計局が4月11日に発表した3月の消費者物価指数(CPI)は、前年同月比で0.1%上昇した。2カ月連続でプラスは維持したものの、上昇率は0.7%だった2月から縮小してマイナス圏に近づいた。

2月には春節(旧正月)があったため旅行などの関連需要が物価を押し上げ、CPIが6カ月ぶりにプラスに転じていた。3月はその効果がなくなって物価の低迷傾向が再び際立った形だ。不動産不況の長期化を背景に庶民の雇用・所得環境は厳しく、耐久消費財の値下がりが続くなどデフレ圧力がくすぶっている。

品目別にみると、旅行関連は6.0%上昇で、春節の旅行需要回復で23.1%上昇した2月から落ち着いた。中国人の食卓に欠かせない豚肉は2.4%下落だった。帰省して家族で過ごす春節の時期には豚肉の需要が増すため2月は0.2%の上昇だった。食品価格は2.7%下落で、2月の0.9%下落からマイナス幅が拡大した。

変動が激しいエネルギーと食品を除いたコア指数は0.6%上昇。2月の1.2%上昇から縮小した。自動車やスマートフォンといった耐久消費財は下落が続いている。

統計局が同時に発表した3月の工業品卸売物価指数(PPI)は前年同月比で2.8%下落した。1年6カ月連続のマイナスだった。マイナス幅は2月の2.7%から小幅に拡大している。

詳細については、下表をご覧ください。

2024年3月份的居民消费价格（CPI）变动情况

（2024年3月消费者物價指数「CPI」変動情況）

（中国語）	（和訳）	3月		1～3月
		先月と比較 増減幅(%)	去年同月比較 増減幅(%)	去年同期比較 増減幅(%)
居民消费价格	消費者物價指数	-1	0.1	0
其中：城市	その内、都市部	-1	0	0
农村	農村部	-0.7	0.1	-0.1
其中：食品	その内、食品	-3.2	-2.7	-3.2
非食品	非食品	-0.5	0.7	0.7
其中：消费品	その内、消費品	-0.9	-0.4	-0.7
服务	サービス	-1.1	0.8	1.1
其中：不包括食品和能源	その内、食品とエネルギーを含めない	-0.6	0.6	0.7
分类別	類別区分			
一、食品烟酒	一、食品、タバコと酒	-2.2	-1.4	-1.7
粮 食	糧食	0.1	0.5	0.4
食用油	油脂	0	-5.3	-5.2
鲜 菜		-11	-1.3	-3.9
畜肉类	畜の肉類	-3.9	-4.3	-6.4
其中：猪肉	その内、豚肉	-6.7	-2.4	-7
牛肉	牛肉	-2.3	-8.4	-7.7
羊肉	羊肉	-1.7	-6	-5.3
水产品	水産品	-3.5	1.2	0.6
蛋 类	卵	-3.8	-8.9	-6.8
奶 类	ミルク類	0.3	-1	-1.1
鲜 果	新鮮フルーツ	-4.2	-8.5	-7.3
烟 草	タバコ	0.1	1.2	1.3
酒 类	酒	0.5	-1.2	-0.9
二、衣着	三、衣類	0.6	1.6	1.6
服 装	服装	0.6	1.8	1.7
鞋 类	靴	0.5	1	1.2
三、居住	八、居住	0.1	0.2	0.2
住房租金	住宅家賃	0.1	0	0
水、电、燃料	水、電気、燃料	0	0.5	0.4
四、生活用品及服务	四、家庭用機器および保守サービス	0	1	0.8
家用器具	家電機器	-0.3	-0.8	-0.4
家庭服务	家庭サービス	-0.2	1.8	1.9
五、交通和通信	五、交通と通信	-1.4	-1.3	-1.4
交通工具	交通機関	-0.7	-4.6	-5.2
交通工具用燃料	交通工具用燃料	1.1	2.2	0.9
交通工具使用和維修	交通工具の使用とメンテナンス	-2.4	0.4	0.7
通信工具	通信ツール	-0.3	-2.4	-2.1
通信服务	通信サービス	0	-0.4	-0.3
邮递服务	郵便サービス	-0.2	-0.4	-0.2
六、教育文化和娱乐	七、教育・文化と娯楽	-2.1	1.8	2.3
教育服务	教育サービス	0.1	1.7	1.7
旅 游	旅行	-14.2	6	10.1
七、医疗保健	五、医療保健	0.1	1.5	1.4
中 药	漢方薬	0.1	5.5	5.8
西 药	西洋薬	-0.1	-0.5	-0.4
医疗服务	医療サービス	0.2	1.7	1.5
八、其他用品和服务	六、その他用品とサービス	0.6	2.7	2.9

2024年3月工业生产者价格（PPI）主要数据
 (2024年3月生産者物価指数「PPI」変動情况)

(中国語)	(和訳)	3月		1~3月
		先月と比較	去年同月と	去年同月と
		増減	比較増減	比較増減
指標	指標	(%)	(%)	(%)
一、工业生产者出厂价格	一、工業品生産者出荷価格	-0.1	-2.8	-2.7
生产资料	生産手段	-0.1	-3.5	-3.3
采掘	採掘	-0.8	-5.8	-5.7
原料	原料	0.3	-2.9	-2.9
加工	加工	-0.2	-3.6	-3.3
生活资料	消費資料	-0.1	-1	-1
食品	食品	-0.4	-1.3	-1
衣着	衣料品	0	0.3	0.3
一般日用品	一般的な日用品	0	-0.1	0
耐用消费品	耐久消費財	0	-1.8	-2
二、工业生产者购进价格	二、工業品生産仕入れ価格	-0.1	-3.5	-3.4
燃料动力类	燃料動力類	0.7	-4.9	-6.1
黑色金属材料类	黒金属材料	-1.6	-4.1	-1.9
有色金属材料和电线类	非鉄金属材料と電線類	0.8	0.7	0.9
化工原料类	化学原料類	-0.1	-5.4	-5.6
木材及纸浆类	木材及びパルプ	0	-4.6	-5.3
建筑材料及非金属类	建築材料及び非金屬類	-0.6	-7.2	-6.9
其它工业原材料及半成品类	その他工業原材料及び半製品類	-0.1	-1.9	-1.8
农副产品类	農業副産物	-0.6	-6	-5.7
纺织原料类	紡織原材料類	0.3	0.5	0.2
三、主要行业出厂价格	三、主要な業界の出荷価格			
煤炭开采和洗选业	石炭採掘と水洗いと選鉱業	-1.6	-15	-15.3
石油和天然气开采业	石油と天然ガス採掘業	1.1	6.3	4.6
黑色金属矿采选业	黒色金屬鉱物採鉱業	-2.5	6.7	11.6
有色金属矿采选业	非鉄金屬鉱物採鉱業	0.4	3.4	4.9
非金属矿采选业	非金屬鉱物採鉱業	-0.1	-2	-2.1
农副食品加工业	農業の食品加工業	-1.1	-4.4	-4
食品制造业	食品製造業	-0.4	-1.2	-0.9
酒、饮料和精制茶制造业	酒、飲み物と精製茶製造業	-0.1	0.2	0.5
烟草制品业	タバコ製品業	0	0.6	0.6
纺织业	紡績業	0.2	-0.7	-0.9
纺织服装、服饰业	紡織の服装、アパレル業	0	0.4	0.4
木材加工和木、竹、藤、藤、草制品业	木材加工や木、竹、藤、シュロ製造業	-0.1	-0.9	-1
造纸和纸制品业	紙と紙製品業	-0.2	-4.7	-5.3
印刷和记录媒介复制业	印刷や記録媒体コピー業	0	-0.9	-0.8
石油加工、炼焦和核燃料加工业	石油加工、コークスと核燃料加工業	0.2	-4.2	-4.5
化学原料和化学制品制造业	化学原料と化学製品の製造業	0.3	-6.3	-6.3
医药制造业	医薬品の製造	-0.1	-0.6	-0.5
化学纤维制造业	化学繊維製造業	0.3	0.6	0.9
橡胶和塑料制品业	ゴム、プラスチック製品業	-0.1	-2.8	-2.9
非金属矿物制品业	非金屬鉱物製品業	-0.5	-8.1	-7.9
黑色金属冶炼和压延加工业	黒色金屬精錬と圧延加工業	-1.2	-7.2	-5
有色金属冶炼和压延加工业	非鉄金屬を製錬すると圧延加工業	0.6	0.6	0.4
金属制品业	金屬製品業	-0.1	-1.7	-1.8
通用设备制造业	汎用設備製造業	0	-0.5	-0.5
汽车制造业	自動車製造業	-0.2	-1.5	-1.5
铁路、船舶、航空航天和其他运输设备制造业	鉄道、船舶、航空宇宙およびその他運輸設備製造業	0.3	-0.4	-0.4
计算机、通信和其他电子设备制造业	コンピュータ、通信やその他の電子設備	0	-2.5	-2.5
电力、热力生产和供应业	電力、熱生産や供給業	0.7	-1.7	-1.6
燃气生产和供应业	ガスの生産や供給業	-1	-2.6	-1.7
水的生产和供应业	水の生産や供給業	0.1	0.7	0.8



中国・上海市中小企業コスト軽減の若干政策措置の通知

ビジネス環境を最適化し、中小企業の負担を軽減するため、上海市人民政府弁公室は2024年3月23日、「上海市における企業負担の軽減中小企業発展の支援に関する若干政策措置」(滬府弁規[2024]4号)を発表し、5つの面をめぐり20か条の措置を打ち出しました。主な内容は次のとおりです。

1、税金費用負担の軽減

- ① 国家税金費用の軽減政策を全面的に実行する。
増値税期末留保税額の還付、先進製造業企業の増値税の加算控除、集積回路と工業機械企業の研究開発費の加算控除と増値税の加算控除、研究開発費用の税引前加算控除率の引き上げなど政策を実施する。
- ② 小型薄利企業に対する「六税二費」の税込減免政策を引き続き実施する。
- ③ 城鎮土地使用税の困難減免政策を引き続き実施し、本市の産業発展の方向性に合致する企業に対して不動産税の減免政策を実施することを研究して制定する。
- ④ 一部行政事業性費用徴収基準を段階的に引き下げる。

2、労働コストの削減

- ① 企業による従業員医療基本保険料の負担比率を段階的に1%引き下げる。
- ② 失業保険料返還政策を実施する。条件に合致する中小零細企業は前年度に実際納付した失業保険料の60%以下、大型企業は30%以下の保険料の還付を受けられるようにする。
- ③ 雇用補助政策を実施する。重要な支援対象者を雇用する企業に対して、1回限りの雇用補助金を支給する。
- ④ 失業保険、労災保険の企業負担分の料率を段階的に引き下げることを引き続き実施する。

3、エネルギー消費コストの軽減

- ① 電気、ガス、水道料金の負担を軽減する。
- ② 工業園區のエネルギー供給の転換作業を規範化する。

4、融資コストの削減

- ① 中小企業への融資支援を強化する。
- ② 融資における担保サービスを強化する。
- ③ 産業政策と融資担保政策の連携を強化する。
- ④ 中小零細企業向け貸付に利子・担保費補助政策を実施する。
- ⑤ 継続融資の仕組みと金融サービスを最適化する。

5、企業向けのサービスの改善

- ① 企業向けの雇用サービスと就業支援を強化する。
- ② 包容慎重の監督管理を最適化する。

この政策措置は2024年3月23日より施行し、有効期限は2024年12月31日(具体措置に明確な期限がある場合、その期限)とする。国家、上海市に関連規定がある場合、その規定に従う。



1 はじめに

刑法改正案(十二)(以下、「改正案」という)に関しては、先月号で贈収賄犯罪をめぐる罰則の改正について解説を行ったが、今月号では、民営企業内部の不正行為の規制に関する改正の要点について論ずるものとする。

これまでの中国の立法においては、企業の腐敗行為に対する規制の重点が国有会社・企業及びこれらの職員に置かれていた一方、民営企業内部に対する規制は限られていた。今回の改正前の刑法は、民営企業の腐敗行為について、業務上の横領、非国家工作人員による収賄、資金流用に関する3つの犯罪類型しか決めていなかった。今回の改正案の後においては、民営企業の関係者にも、国有会社・企業の関係者による腐敗行為の一部に対する現規制と同等の規制がなされることとなり、その具体的な類型は、「同種営業不法経営」(中国語:非法经营同类营业)、「親類・友人不法図利」(中国語:为亲友非法牟利)及び「私利のために不正を行って、廉価で株式換算し、会社、企業の資産を売却する」(中国語:徇私舞弊低价折股、出售公司、企业资产)の3つとなるが、本稿では、これら3つの犯罪類型について、これまでの法令・実務を踏まえ、改正案の内容について解説する。

2 同種営業不法経営罪

(1) 法律規定

この犯罪類型に関し、現行刑法 165 条は、国有の会社又は企業の董事又は経理(ここにおける「経理」は、総経理をいうものと解される)が職務上の便宜を利用して、自己が任職する会社又は企業と同種の営業を自ら、又は他人のために営むことにより不法な利益を取得し、それが巨額であるときは、3年以下の懲役若しくは拘留と罰金を併科し、又は罰金を単科し、それが特に巨額であるときは、3年以上7年以下の懲役と罰金を併科するものと定めている。これについて、改正案は、国有の会社又は企業の監事又は高級管理職も犯罪主体に追加したほか、その他会社又は企業の董事、監事又は高級管理職が法律又は行政法規の規定に違反して前項に定める行為を行い、よって会社又は企業の利益に重大な損害を生じさせたときも、前項と同様とするものと定めた。

(2) 要点の解説

まず、本罪の主体の範囲について、現行の国有の会社・企業における「董事又は経理」に「高級管理職」を追加され、民営企業の犯罪主体も、これと統一して「董事、監事又は高級管理職」と定められた。2024年7月1日施行の改正会社法(以下、「新会社法」という)においても、会社の管理責任は主に董事、監事又は高級管理職が負うものとされており、この改正は、新会社法に定める責任追及の対象者との整合も図っている。

また、本罪の行為について、刑法 165 条によると、「同種営業の経営」とは、「職務上の便宜を利用して、自己が任職する会社と同種の営業を経営する」行為をいうものとされている。国家監察委員会のウェブサイトにおける国有会社・企業による本罪の実行に関する解説によると、①「職務上の便宜の使用」は、自己が会社において市場、販売、人事等に関する経営上の意思決定を行う権限を利用することのほか、職務と関連して知りえた会社の生産・販売計画、企業投資方針等の重大な情報を利用することを含み、②「経営」には、「自己による経営」と「他人のための経営」の2つがあり、自己若しくは他人の名義で登録・登記をした会社・企業で経営を行うこと又は他人が経営する会社の株式を取得してその経営を行い、若しくは雇用・招聘により管理職を務めその管理に関与することをいい、③「同種営業」とは、行為者が営む経営範囲の一部と、同人が任職する会社の登録・登記を経た経営範囲とが同一の類別に属すること又は経営範囲が形式的に異なっても、行為者の営業が同人の任職する会社・企業と競争関係若しくは利益相反関係にあることをいうとされている。

さらに、民営企業の董事、監事又は高級管理職が同種の営業を営んだ場合に、その行為のすべてが違法となるわけではなく、「法律又は行政法規の規定に違反して」、かつ、「会社又は企業の利益に重大な損害を生じさせた」を充足して初めて、犯罪が成立するものとされている。この点に関し、現行会社法 148 条は、董事及び高級管理職に対して、株主会又は株主総会の同意を得ずに、職務上の便宜を利用して、自己又は他人のために会社の商機を奪い、任職する会社と同種の業務を営み、又は他人のために経営することを禁止しており、新会社法も、類似の規定を定めるほか、その主体の範囲に監事を加えた「董事、監事及び高級管理職」への拡大を行っている。したがって、会社の株主会又は董事会に報告して決議を経た同種営業の経営は、犯罪が成立しないと解される。

3. 親類・友人不法図利罪

(1) 法律規定

この犯罪類型に関し、現行刑法 166 条は、国有の会社、企業又は事業単位（「事業単位」とは、社会の公益目的のために、国家機関が設立し、又は他の組織が国有資産を利用して設立する組織であって、教育、科学技術、文化、衛生などの活動を行う社会サービス組織をいう）の従業員が職務上の便宜を利用して親類・友人のために不法な図利行為を行い、よって国の利益に重大な損害を生じさせたときは、3 年以下の懲役若しくは拘留と罰金を併科し又は罰金を単科し、国の利益に特に重大な損害を生じさせたときは、3 年以上 7 年以下の懲役と罰金を併科するとしている。そのほか、3 類型の親類・友人図利行為の詳細について定めている。

改正案は、この図利行為の範囲を若干拡大し、本罪を成立させるのは、①自己の所在する会社・企業・事業単位の営利業務を自己の親類・友人に引き渡してその経営をさせる行為、②市場価格よりも明らかな高値で自己の親類・友人が経営管理する単位から商品の購入若しくは役務の享受をし、又は市場価格よりも明らかな低値で自己の親類・友人が経営管理する単位に対し商品の販売若しくは役務の提供をする行為、③自己の親類・友人が経営管理する単位から不適格な商品又は役務の購入又は享受をする行為であることを明らかにした。

それ以外に、改正案の下では、その他会社又は企業の職員が法律又は行政法規の規定に違反して前項に定める行為を行い、よって会社又は企業の利益に重大な損害を生じさせた場合も、前項と同様とするものとされた。

(2) 要点の解説

まず、本罪の主体について、その範囲は同種営業不法経営罪よりも広く、会社・企業のあらゆる従業員がこれに含まれるが、その理由は、忠実義務を負う董事・監事・高級管理職のみならず、それ以外のいかなる従業員も、委託、労働契約等の法律関係の下、自己とその親類・友人との取引によって会社・企業の利益を害してはならないことが義務づけられているからである。しかし、会社法の規定によると、同法は、董事・監事・高級管理職による関連行為の管理に重点を置いているのであり、一般従業員の行為に関する禁止規定及びその許可の手続は、明確には定められていない。実務上、従業員の行為規範を定めているのは、従業員マニュアル等の社内規定であることが多い。

次に、改正案は、親類・友人図利行為の範囲を従来の「商品」から「商品又は役務」へと拡大し、無形的な役務の購入も含めるものとしたが、これも実務における取引の要請に適合する。

さらに、民営企業の従業員が親類・友人のため不法に利益を図る行為は、同種営業不法経営罪と同様に、「法律・行政法規の規定に違反すること」及び「会社・企業の利益に重大な損害を生じさせること」のいずれも充足する場合に初めて刑事責任が問われる。董事、監事及び高級管理職の行為について、現行会社法 148 条及び新会社法 182 条の規定からすると、株主会又は董事会の決議を経ていれば、企業の利益に影響を与え、あるいは損失を生じさせることになっても、本罪が成立しないと解される。

4. 会社、企業資産 私利廉価株式換算及び売却罪

(1) 法律規定

現行刑法 169 条は、国有の会社若しくは企業又はこれらの上級主管部門において直接に責任を負う管理者が私利のために不正を行って、国有資産の株式の換算又は売却を廉価で行い、よって国の利益に重大な損害を生じさせたときは、3 年以下の懲役又は拘留に処し、国の利益に特に重大な損害を生じさせたときは、3 年以上 7 年以下の懲役に処するものと定めている。

改正案は、これに加え、その他会社又は企業において直接に責任を負う管理者が私利のために不正を行って、その会社又は企業の資産の株式への換算又は売却を廉価で行い、よってその会社又は企業の利益に重大な損害を生じさせたときも、前項と同様とするものとした。

(2) 要点の解説

本罪の主体について、改正案はこれを、民営企業において直接に責任を負う管理者へと拡大した。国家監察委員会のウェブサイトにおける国有会社・企業による本罪の実行に関する解説 4 によると、直接に責任を負う管理者とは、会社による関連取引又は関連資産の売却について決定権又は処分権を有する者をいう。

次に、本罪の行為は、「廉価株式換算」と「廉価売却」の 2 つであり、これに関しても国家監察委員会ウェブサイトの解説によると、通常、「廉価株式換算」とは、会社の資産を故意に過小評価して価格設定を行い、株式に換算して出資とすることをいい、「廉価売買」とは、会社の資産をその実際の価値より低い価格で他人に売り渡すことをいう。しかし、「廉価」の認定方法については法令に明確な規定がないが、国有会社・企業の実務を参照すると、資産評価に基づく価値判断が求められる可能性が高い。

本罪は、既述の 2 つの犯罪類型と異なり、改正案の規定において「法律又は行政法規の規定への違反」が要件とされており、私利のために不正を行って廉価で処分する行為があれば、それのみで成立する。実務上、民営企業については、種々の考慮からその価値より低い価格で株式又は出資持分の譲渡を行うケースが見受けられるが、法的観点からのその適否については、「私利不正」の主観的な意思と客観的な行為の有無のほか、「会社・企業の利益の

重大な損害」という客観的な結果を総合的に勘案して判断する必要がある。

5. おわりに

今回の改正案は、国有会社・企業に対する規制を参考して、民営企業における一部の腐敗行為を犯罪化したものであり、商業主体の行為に対する平等で全面的な規範化に資するとともに、民営企業に対するコンプライアンス管理確立の要求が今後ますます強まることを予感させる。他方、新たに犯罪化された民営企業の腐敗行為について、その認定や量刑が具体的にどのように行われるか不明確な部分がまだ残され、これに関しては、今後における司法解釈や実務ガイドラインの公表が待たれる。

情報提供 金杜法律事務所

特別連載読み物



ナニワのおっちゃん経営道！
《新コーナー》 社会人・企業人としての「ものの見方・みえ方」について語る！

第99回：「みんなが、“チョットの頑張り！”を、“日々継続する企業”が、 厳しい競争社会で、生き残る！！」

いつの世も、中小企業の“生き残りをかけた戦い”は、確かに、厳しいものですね。
私は、現役の(グループ企業の)経営者時代に限らず、コンサルタントとしても、数多くの「会社の建て直し！」を、経験してきましたが、再生介入した会社で、“この会社は、潰した方がいい！”・・・と思うほど、腐り切った会社には、一度もめぐり逢いませんでしたし、早晩、再生の目途を立てることが出来て、再生を実現してきました。
しかし、依頼を請けて訪問した会社の訪問当初は、「やるべきことはたくさんあるのに、今、何をしたいのか分からない？！」・・・状態で、“このまま放っておくと、きっと、早晩倒産してしまうだろう！”・・・と言う“危機的状況”だったことは間違いのないことでした。
私のスタンスは、どの案件でも、「最悪の場合には、潰すこともあり得る！」という“厳しい感度”をもって、社長にも、社員にも相対していきます。
この“厳しい感度”こそ、相手に通じるものが生まれることを知っているからです。
なお、「企業再生」をしてきた会社の多くは、危機に陥るまでの間に、いくつもの“危機シグナル”が発信されていたはずなのに、“トップの危機感の欠如・自分に甘い感性”のために、最悪の状況まで、放置されたのです。
前にも言ったことがあります、会社の「経営危機」的状況は、社長さんはもちろんのこと、おそらく“社員さんやパートさん”さえ、気づいていたことでしょう！？ しかし、人間の弱さが、それを認めたくないのです。
いつも思うことですが、企業経営者・幹部に大切なことは、「自己分析能力」であり、常に、“自分や自分の会社”を客観的にみつつ、“今やるべき事”、“今できる事”を、一つ一つ、早め早めに着手し、やり続ける事が素直にできれば、実は、それほど深刻な経営危機に至らなかったのです。
タイトルで唱っていますが、社長はじめ、社員みんなの“チョットの頑張り！”と、“日々継続する企業”が、無理なく生き残ることが出来るのです！

お問い合わせは
MYDO まで!!



(お問い合わせ先)

上海滿意多企業管理諮詢有限公司

〒200336 上海市長寧区 延安西路 2201 号

上海国際貿易中心 610 室

TEL: +86-21-6407-0228 FAX: +86-21-6407-0185

E-mail: info@shmydo.com URL: <http://shmydo.jp>